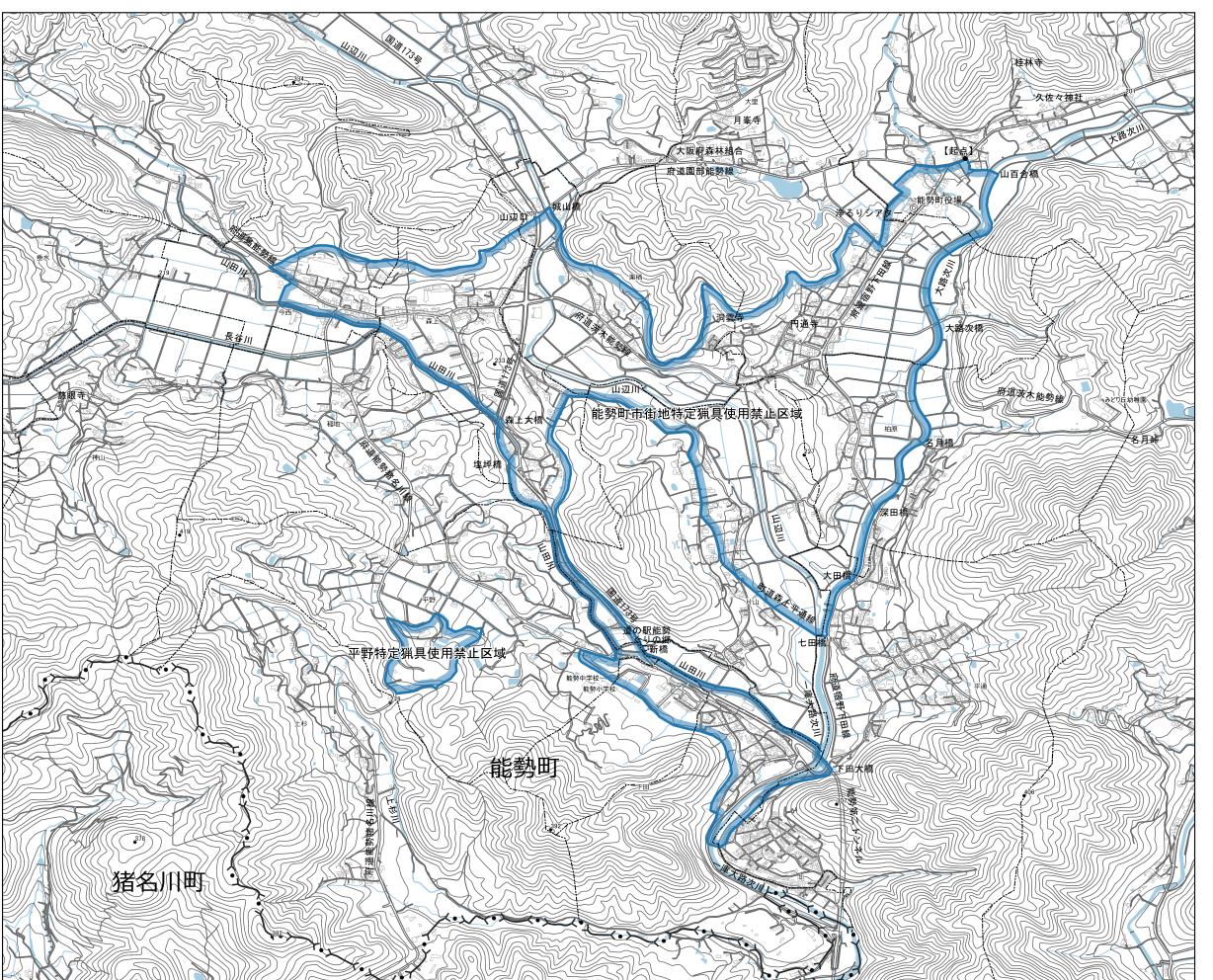
05 能勢町市街地特定猟具使用禁止区域



【全体図】

500 m

【凡例】

1:10000

鳥獣保護区

以休護区

鳥獣保護区特別保護地区

特定猟具使用禁止区域(銃)

鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

府道園部能勢線と下宿野剣尾山線との交差 点を起点とし、町道宿野2号線を南東に進み、山 百合橋を渡り一庫大路次川左岸を南下、七田 橋を渡り町道森上平通線を北西に進み、国道 173号線に至る手前約200メートルを西南へ谷沿 いに進み、国道173号線沿いの地目界(山林と道路の境界)を南進、新橋より山田川左岸を通り下 田大橋を横切り府道宿野下田線沿いに一庫大 路次川を約600メートル南下し、町道下田宮谷線を横切り地目界(山林と田畑の境界)を北進、 能勢町立能勢小学校、能勢町立能勢中学校を 北西に進み、町道平野線を横切り山田川右岸 沿いに北西に進み、塩坪橋より国道173号線を北進、森上大橋より山田川右岸を北西進、町道 今西稲地線を通り府道島能勢線を約50メートル 北西に進み、地目界(山林と田畑の境界)を東 進、町道森上塩栗栖線に至り、更に地目界(山林と田畑の境界)を通り、国道173号線山辺口 交差点に至り、城山橋より山辺川左岸を南進 地目界(山林と田畑の境界)を府道島能勢線に 平行して進み、更に府道宿野下田線に平行して 地目界(山林と田畑の境界)を北東に進み、町 道大里2号線を横切り、町道宿野砂原線を通 り、府道園部能勢線を通り起点に至る線で囲ま れた区域